

産業建設常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和7年9月8日（月）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
議案第72号 三次市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 4 出席委員 鈴木深由希、小田伸次、保実治、横光春市、掛田勝彦、細美克浩、竹田恵
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【産業振興部】児玉産業振興部長、松本農政課長、原田農林振興係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○鈴木委員長 それでは定刻となりましたので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は7名です。定足数に達していますので、委員会は成立しております。
本日の委員会審査日程について申し上げます。審査日程は、すでにお示ししています。委員会審査次第の通りであります。

本委員会に付託されました1議案について、説明を受けた後、質疑を行い、直ちに採決を行います。なお、質疑に関しては、明瞭かつ簡潔にお願いいたします。また、委員会審査終了後、先月実施いたしました意見交換会の振返りを行いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第72号三次市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）の審査を行います。産業振興部の説明を求めます。児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 皆様おはようございます。議案第72号三次市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）についてご説明申し上げます。

本案は、三次市堆肥センター作木を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。その内容は、第2条の表中、三次市堆肥センター作木の名称及び位置を削るものであります。

施設の概要についてご説明申し上げます。お配りしております資料をご覧ください。本施設は、農業及び畜産の振興を図り家畜排せつ物の有効利用及び畜産環境の改善のため平成16年1月29日に整備したものです。鉄骨造金属屋根、延床面積は751.96m²、敷地は約1,295m²で市の所有となっております。

当初は、4戸の経営体で作木堆肥生産組合を結成され、本施設の利用を開始されました。これまでに、2戸の経営体が廃業。また、その残りの経営体も規模を縮小され、近年は1経営体のみが利用されていました。この間、本施設の今後の管理運営のあり方について経営体と協議して参りましたが、堆肥化は経営体の堆肥舎で行っており、本施設はほとんど利用していないこと等の理由により、本施設の管理運営から撤退する意向が示されております。このような経緯から、本施設の設置目的はすでに達成され、また、今後も堆肥センターとして利用される見込みがないと判断し、本施設を廃止しようとするものです。

なお、作木堆肥生産組合とは、無償での施設管理運営委託契約を結んでおりましたが、令和7年8月31日をもって契約を解除しています。説明は以上となります。よろしくご審査の上、ご承認いただきますようよろしくお願ひします。

○鈴木委員長 ただいま議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。はい、掛田委員。

○掛田委員 はい、おはようございます。この条例をこの施設を普通財産にするというその背景、その目的というのは理解できましたけども、これ普通財産にして、施設を廃止するというような話、文言もあったわけなんんですけど、今後の見通しというか今後のスケジュール感ですが、これをお例え、どこかに売却するだとか或いは、解体して更地にして、またそれを売地にしていくとか、そういうスケジュール感、今後の方向性を含めたスケジュール感というのは、今の時点でお持ちなのかどうかお尋ねしたいと思います。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 はい、今後の見通し、活用策等につきましては、現状では、この資料にもお示しさせてもらったように、地元では利用をしない、できないこともあります、広島県酪農業協同組合からもお話を伺って、近隣の君田であったり、布野であったりというところの活用策が図れないかということで、広島県酪農業協同組合の方から畜産関係の方へ、現在、聞き取りをされている状況でございます。そういったところから活用が見込めれば、引き続き、譲渡という形、無償で譲渡という形になろうかと思います。それがまた違う団体で、目的が違えば、競売にかけての売却ということになります。そういったこともすべて含めて、予定が立たなかったり、見込みがもうないということになりましたら、数年のうちには、解体の方向で検討していくことになろうかと思います。当面はすぐに解体するということは考えておりませんので、要望なり計画等が出ていただけるという話であれば、柔軟に対応して、利用していただくことがあれば、そういった形をとって対応していきたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 はい、よろしいですか。保実委員。

○保実委員 これは平成16年に施設ができて、耐用年数17年で、経過年数21年6ヶ月、もう耐用年数過ぎていると思うのですが、もし、どこかの団体でこれを利用したいというふうなことがあって、譲渡してくれということがあった場合に、行政として整備をして譲渡するのか、このまま譲渡するという考え方なのか、どのような考え方でしょうか。考えをお願いします。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 この堆肥センターの設置の目的が地元の畜産の振興、家畜排せつ物の適正な処理というところが目的で設置されたものでありますので、この目的に沿うものであって、地元の団体であったり、近隣の団体がこういったところで同じように活用されるということ、ありましたら、譲渡に対しての要望等、要するに修繕等、ここを修繕して欲しいとか、こういったところを改築して欲しいというような要望があれば、それは柔軟に対応していくと、ただ、関係ない団体が活用したいと言って、それはこの利用目的ではなくて、他の用途で活用されるという場合は、先ほど申しましたように競売にかけるとかいったところで、修繕等はなしで引き渡すという形になろうかと思

います。

○鈴木委員長 はい、保実委員。

○保実委員 今、答弁で目的に沿うものであれば、柔軟に対応していくということは、目的に沿えば全額、市の方で整備して譲渡するということですか。そういう意味ですか。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 はい、これまで令和2年等で、3団体の堆肥のセンターの譲渡をしてきております。その中で要望が出されたものについては、必要に応じて、全部が十分に回収なりして引き渡せるということではなくて、やはり必要に応じて、危険な箇所があつたり、壊れていったり、修繕していかなくてはいけない部分については、当然、市の方で修繕をして、譲渡していくという形になろうかと思います。

○鈴木委員長 はい、よろしいですか。他にありますか。横光委員。

○横光委員 はい、今回の条例案が出されてから、いろいろ方から残して欲しいんだというようなお願いがあったわけですが、文書をもらいましてので読ませていただきますと、行政財産としては難しいかもしれないのですが、今後、普通財産に変更した後に、解体をすぐ行うのではなくて、やはり広島県酪農業協同組合の皆さんと話をしながら、今後の状況を見極めて欲しいというのが、私の思いなんですが、そういったところはどうでしょうか。

布野の方でも後継者が見つかってここを活用するんだということになると、1人では活用できなくて作木のもうひと方も一緒になって、ここを活用するということが生まれて来ると思うのです。そうすると北部3町で一体的に堆肥を配布していくことができのではないか、未来志向ができるのではないかという思いがあるのですが、そこについては、やっぱり、将来方向に向けて広島県酪農業協同組合と協議をしていくというか、解体するときとか変更するときには、最終的には広島県酪農業協同組合と協議しながら、やっていくというふうにしていただきたいと思うのですが、そのところはいかがですか。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 広島県酪農業協同組合の方とは、先日も協議をさせていただきました。これまでも堆肥センターの状況というのは、一緒に巡回をしたりして、状況というのはよくご存じだと思います。年に3回は最低でも一緒に巡回をさせていただいておりますので、利用状況なり、今後の方針というところはご理解いただいているものというふうには思っていましたけど、解体ということで危惧されているということでしたので、そういったところについては、先ほど来ありましたように協議というのは、させていただこうと思っておりますし、その協議の中で、やはり活用策というのを広島県酪農業協同組合の方でも考えていただいて、それが早いうちに実現できるもの、ただ残しておけばいいというだけでは、市の方も今後、電気料なり、消防点検費なり、余分な経費、必要なものをずっと支払っていかなくてはいけないということにもなりますので、ある程度の年数を決めてですね、見込みが立てるような計画を出していただけるという話であればですね、当然、そのスケジュール化に沿って残していくで、活用していただけるのであれば、無償譲渡なり、修繕しての譲渡というのは可能だと思います。ただ、ほとんどの大型の農家、畜産、酪農家であつたり

は、やはり自社で堆肥舎を持たれているということがありますので、わざわざ、作木の施設まで持っていく、そこで切り返しなりして、堆肥を作るというのは、あまり現実的ではないと思っておりますので、そういう意味でも、先ほど後継者の話も出てきておりますけど、やはりそこも実際には、業者は近くへ堆肥舎等を持たれていますので、わざわざ作木まで活用されるかなといったところは、我々は非常に疑問を持っていますので、それは使いますよという話があれば、柔軟に対応して、譲渡していこうというふうに思っています。

○鈴木委員長 はい。他にございますか。はい、竹田委員。

○竹田委員 関連して3点、お伺いしたいと思いますけど、1つはこの堆肥センターの設置及び管理条例のこれまでのセンターの存廃状況、今の存廃状況も含めてどうなのかということがまず1つ。

それと当該の作木の堆肥センター、今ありましたとおり、経年劣化も踏まえると、今、どういう状況なのかということ。

もう1点は、先ほどセンターを、以前、譲渡するにあたって修繕等も行政でしてきたということありますけど例えばどういった、ところの修繕が多くて、どれぐらいの予算がかかったのか、わかる範囲でお答えいただければと思います。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 これまでの堆肥センターの譲渡状況等は、令和2年3月31日付けで三和町有機センターを譲渡しています。これは農事組合法人安瀬平グリーンファームの方へ譲渡しております。そして、令和2年3月26日、君田オガコ堆肥センター、これは市場堆肥組合の方へ譲渡しております。令和2年3月31日ですが、これは甲奴町福田堆肥センター、甲奴町有機生産組合利用組合の方へ譲渡しております。あと残り農政課が所管している堆肥センターが作木以外に3ヶ所あります。三良坂町堆肥センター、これは、今、作木と同じように運営管理委託契約を有限会社みらさか農業公社に管理委託をしていただいております。甲奴町小童堆肥センター、これは甲奴堆肥生産組合の方へ管理委託しております。同じく甲奴町有田堆肥センター、甲奴有田堆肥センター組合の方へ管理委託契約をしております。平成26年までは指定管理でしたけど、それ以降は、今、運営管理委託契約の方を結んで無償で管理をいただいているということでございます。

これまでこの3施設についても、今、引き続き譲渡に向けた協議は行っております。甲奴の2件については、今、支所の方で要望書を取りまとめていただいて、先ほどいう修繕とか要望等あれば出していただいてということになろうかと思います。

三良坂町については、実際には、堆肥は購入されたものを一旦置いて、農家の方へストックされたものを持って行かれたりということが多くありますので、こういったところも早いうちに、譲渡して受けていただくようにということで、進めているところです。これまでの修繕等ですけど、この3施設、過去に譲渡した3施設につきましては、例えば、三和有機センターについては、これは大規模な、当初建設された当時が大規模に作られておったということもあって、切り替え装置であったり、ベルトコンベアそういうところの備品類の更新等、修繕更新等を行ってきております。君田オガコ堆肥センターにつきましては、畜舎の部分解体でありますとか小修繕、そしてまた壁面の修繕と、行っております。またちょっとこれは別にですねホイールローダー等の更新というと

ころもさせていただいている状況です。甲奴町の福田堆肥センターにつきましては、屋根等の修繕を行って、ホイールローダー等の更新を行っている状況でございます。あと経年劣化ですけど、見た感じでは特に大幅な修繕とか、今こここの修繕が必要だというところは見受けれないような状況でございます。ただ、利用されている方から一部修繕して欲しいということがあれば、現状を見せていただきながら必要に応じて修繕対応していくということになろうと思います。

○鈴木委員長 はい、細美委員。

○細美委員 はい、先ほどの回答を参考させていただきたいんですけども、残りの3ヶ所は、今、契約されていると思うんですけど、今の回答であれば、今後、譲渡を考えているということだったと思うんですけども、そういう場合、やっぱり修繕が対応年数を過ぎていると思われるんですけども、そういう場合、修繕をしてから譲渡を考えているということでいいんですか。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 もちろん修繕をした後、議案で出させていただいて可決してやっていくという流れとなります。修繕を先に要望書を出していただいて修繕をするというかたちになります。

○鈴木委員長 細美委員。

○細美委員 ちょっと確認なんですが、話をして協議をして、修繕する悪いところ出してもらって、それから譲渡に持っていくという、前向きな考えで今進めているということで思っていいですか。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 まだ、その段階に至っておりません。先ほど言いましたように、まだ、団体から使いたい、使わして欲しい、譲渡を受けたいというところは、まだ、話を聞いていない状況でございます。

○鈴木委員長 細美委員。

○細美委員 すいません。これは仮定の話ですので、はい、了解しました。

○鈴木委員長 他に質疑はありませんか。小田副委員長。

○小田副委員長 今の話の流れでいくと、今回の作木の堆肥センターは、普通財産に変更します。そこから先、広島酪農業協同組合等々の話し合いをして、修繕をして欲しいんですという話になつたときには、修繕要望を挙げてこないといけないですが、そうなつた場合、今度は農政課の所管ではなくなりますよね。そういうことで考えていいんですか。担当課ではなくなりますよね。

○鈴木委員長 松本課長。

○松本農政課長 はい、普通財産に変更すれば、通常は財産管理課の所管になるんですけど、当面、譲渡が決まっているとかいうことであれば、引き続き農政課がそこは対応していくということになっており、普通財産になつても、その関連施設の管理ということにつきましては、譲渡先等が確認されるまでは、農政課が引き続いて、対応していくことになります。

○鈴木委員長 児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 はい、先ほど農政課長の方からもありましたように、建物がある間は、その元の所管のところで維持管理はしていく必要があるということになりますので、解体されて更地に

なるまではですね、農政課の方の所管ということになります。

○鈴木委員長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ありがとうございました。他にないようすで以上で、議案第72号に係る質疑を終了いたします。産業振興部の皆さん、ありがとうございました。

(産業振興部退室)

○鈴木委員長 それでは、一旦休憩といたします。再開は10時30分といたします。

午前10時21分休憩

午前10時30分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。それではこれより議案1件の採決を行います。配付しています審査報告書に沿って、討論の後、採決といたします。

それでは、議案第72号三次市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について討論を願います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認めます。これより議案第72号、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて、委員長報告に付すべき意見や要望等について、自由に議論して参りたいと考えます。意見のある方、挙手願います。横光委員。

○横光委員 はい、この施設は作木で4団体が使っていたのが、1団体までになって、それもあまり使われなくなったということで、行政財産から普通財産に変更するというのは仕方ないことであろうと思うわけでございますが、広島県酪農協同組合の方からも要望が出されておりますけども、近隣の布野の方から、経営体が、後継者が帰ってくるというような情報もある中で、使うことがあるかもしれないということがございますので、普通財産に変更して、すぐ解体ということでなくして、やはり、今後の見通し等々については、広島県酪農協同組合と協議をしながら今後の方向性について定めていただきたいということあります。

あわせて、譲渡ということになれば、それ相当の要望に対する修繕等を行って、譲渡を行っていただきたいということをお願いしたいと思います。

○鈴木委員長 他に意見のある方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 お諮りいたします。本委員会の委員長報告は、先ほどの自由討議を参考に作成したいと思います。

なお、作成については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「一任」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 異議なしと認めます。正副委員長で調整の上タブレットに掲載しますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。

午前10時33分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和7年9月8日

産業建設専門委員会

委員長 鈴木 深由希